

(第97回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第97回報告書

(自 2020 年 4 月 1 日)
(至 2021 年 3 月 31 日)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連結株主資本等変動計算書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 に 係 る
会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

中部鋼鈑株式会社

【添付書類】

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が制限され、企業収益や雇用環境が悪化するなど依然として厳しい状況で推移しました。2021年に入り感染症の再拡大が見られるなど、経済回復への動きは鈍く、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが行う事業分野におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見られました。主力セグメントである鉄鋼関連事業につきましては、企業の設備投資意欲が依然として低水準で推移したことから、産業機械向け・建設機械向け需要が減少しました。また、物流倉庫や首都圏再開発案件などの大型建築案件は堅調に推移したものの、中小規模の建築案件が低調であったことから建築向け需要も減少しました。レンタル事業につきましては、イベントの縮小や中止などにより広告看板需要が減少しました。物流事業につきましては需要先の生産活動が低水準で推移したため、危険物倉庫取扱量は減少しました。エンジニアリング事業につきましては、製造業の設備投資意欲低下によりメンテナンス・工事需要が減少しました。

このような厳しい事業環境の中、コストダウン・省人化・省力化を推進するとともに、18中期経営計画で掲げた企業グループの事業基盤強化、鉄鋼事業の競争力強化、関係会社の収益力強化、ステークホルダーとの関係強化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高につきましては403億2千7百万円となり、前連結会計年度に比べ41億4千7百万円、9.3%の減収となりました。経常利益につきましては、25億3千2百万円となり、前連結会計年度に比べ21億2千3百万円、45.6%の減益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は15億9千3百万円と前連結会計年度に比べ11億5千4百万円、42.0%の減益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

(鉄鋼関連事業)

鉄鋼関連事業につきましては、土木物件など一部分野において需要回復の兆しが見られたものの、主需要先である産業機械・建設機械向け需要が低調であったため、主要製品である厚板の販売数量が減少しました。販売価格につきましては、適正水準確保のための営業活動により、年度末にかけて上昇しましたが、通期では前年度を下回りました。また、主原料である鉄スクラップ価格は、生産活動停滞の影響による発生量の減少や、海外相場上昇の影響を受け前年度に比べ上昇しました。その結果、売上高は375億1千3百万円と前連結会計年度に比べ42億円の減収、セグメント利益(営業利益)は22億4千7百万円と前連結会計年度に比べ19億8千4百万円の減益となりました。

(レンタル事業)

レンタル事業につきましては、相次ぐイベント開催中止・縮小の影響により広告看板部門の受注が減少したものの、グリスフィルターレンタルの営業エリアの拡大等により、売上高は6億3千9百万円と前連結会計年度に比べ2千1百万円の増収となりました。一方で営業エリア拡大に伴う費用増加に伴い、セグメント利益(営業利益)は5千5百万円と前連結会計年度に比べ2千8百万円の減益となりました。

(物流事業)

物流事業につきましては、需要先の生産活動の落ち込みにより危険物倉庫取扱量が減少したことから、売上高は6億7千5百万円と前連結会計年度に比べ4千万円の減収、セグメント利益(営業利益)は2億4千5百万円と前連結会計年度に比べ4千5百万円の減益となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、工事案件が減少するなか大型案件の検収により、売上高は14億9千9百万円と前連結会計年度に比べ7千2百万円の増収となりましたが、利益率の低下によりセグメント損失(営業損失)は5千1百万円(前連結会計年度のセグメント損失(営業損失)は1千7百万円)となりました。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、17億5千1百万円で、主として受電変電所設備の更新、その他維持投資でありました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

次期のわが国経済につきましては、2020年前半の新型コロナウイルス感染症拡大による下振れからは持ち直しているものの引き続き先行きは不透明な状況にあります。

国内厚板市場につきましては、メイン・サプライヤーである高炉メーカーにおいて一部生産設備の休止を計画するなど供給量が減少する動きがある一方、需要面については造船向け等では受注の減少が継続しており、土木や産業機械については2020年度前半の緊急事態宣言による産業の停滞時からはやや回復の動きが見えているものの、全体として需要が回復するかは予断を許さない状況と言えます。また、海外情勢につきましては、米中貿易摩擦をはじめとする地政学的リスクや、各国の新型コロナウイルス感染症の経済に対する影響を十分に見極める必要があります。一方原材料である鉄スクラップ価格については引き続き高止まりが見込まれることに加え、電力等のエネルギー価格や各種資材価格についても上昇が見込まれ、コスト面では厳しい環境が見込まれます。

こういった経営環境のもと、当社および当社グループは、2021年度よりスタートする21中期経営計画に基づき、「循環型社会」、「脱炭素社会」への貢献を果たしつつ、E S GやS D G s 課題に対しても真摯に取り組みながら、お客様に対して厚板製品の安定供給に努めてまいり所存です。また、感染症対策も含め従業員および関係者の安全を確保した上で、品質のさらなる向上、お客様の多様なニーズにも真摯に向き合っているとともに、2021年4月27日発表の「株式会社中山製鋼所との包括的業務提携契約締結に関するお知らせ」で公表しております株式会社中山製鋼所との業務提携につきましても、合意内容を順次実行に移してまいります。

当社グループにおきましては、組織体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制をより一層充実させることで、コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化にも継続的に取り組み、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進め、業績の向上に努めてまいり所存でございます。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第 94 期	2018年度 第 95 期	2019年度 第 96 期	2020年度 (当連結会計年度) 第 97 期
売 上 高 (百万円)	45,337	52,234	44,474	40,327
経 常 利 益 (百万円)	3,044	2,897	4,656	2,532
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,354	1,725	2,747	1,593
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	83.89	61.94	99.61	57.74
総 資 産 (百万円)	67,517	68,626	68,276	69,466
純 資 産 (百万円)	58,417	59,036	61,151	62,768
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,069.03	2,126.67	2,199.33	2,254.49

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第 94 期	2018年度 第 95 期	2019年度 第 96 期	2020年度(当期) 第 97 期
売 上 高 (百万円)	40,527	46,793	39,578	35,340
経 常 利 益 (百万円)	2,705	2,342	4,103	2,087
当期純利益 (百万円)	2,155	1,607	2,482	1,390
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	76.77	57.71	90.00	50.38
総 資 産 (百万円)	65,851	66,809	66,133	67,131
純 資 産 (百万円)	55,064	55,522	57,348	58,653
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,961.49	2,013.68	2,078.65	2,124.88

(注) 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シーケー商事 株 式 会 社	100 ^{百万円}	100.0 [%]	商事業務（鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買）
明德産業株式会社	50	100.0	機械設備製作、保守整備
シーケークリーン アド株 式 会 社	30	100.0	広告看板の企画製作、業務用厨房向グリスフィルターのレンタル
シーケー物流 株 式 会 社	30	60.0	運送・荷役事業、危険物倉庫事業

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当企業集団は主に次の事業を行っております。

- ① 鉄鋼関連事業
- ② レンタル事業
- ③ 物流事業
- ④ エンジニアリング事業

(7) 企業集団の主要な営業所および工場等（2021年3月31日現在）

中部鋼鈹株式会社	本 社 ・ 工 場	名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
	営 業 所	東京（東京都中央区） 大阪（大阪市西区）
シーケー商事株式会社	本 社	名古屋市港区
明德産業株式会社	本 社	名古屋市中川区
シーケークリーンアド株式会社	本 社	名古屋市港区
シーケー物流株式会社	本 社	愛知県半田市
	事 業 所	名古屋市中川区

(8) 企業集団および当社の従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比 増 減
513名	△7名

② 当社の状況

従業員数	前期末比 増 減	平均年齢	平均勤続 年 数
349名	+11名	40.7歳	19.2年

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数 99,600,000株
発行済株式の総数 30,200,000株
(自己株式 2,596,588株を含む)

(2) 株主数

3,820名
(うち単元未満株主数98名)

(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
中 部 鋼 鉄 取 引 先 持 株 会	3,004,600 ^株	10.88 [%]
三 井 物 産 ス チ ー ル 株 式 会 社	2,544,000	9.21
日 鉄 物 産 株 式 会 社	1,260,000	4.56
光 通 信 株 式 会 社	1,044,200	3.78
阪 和 興 業 株 式 会 社	956,000	3.46
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	912,000	3.30
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	800,000	2.89
株 式 会 社 十 六 銀 行	630,000	2.28
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	545,000	1.97
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	525,400	1.90

(注) 当社は自己株式2,596,588株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬を付与しており、その内容は次のとおりです。

・取締役に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	14,356株	6名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
重 松 久美男	代表取締役社長	
武 田 亨	専務取締役 (総務部管掌)	シーケー物流株式会社 代表取締役社長
寺 本 仁	常務取締役 (経営企画部管掌、 設備企画室長)	明德産業株式会社取締役
柴 田 孝 司	取締役（営業部長）	
古 村 伸 治	取締役（製造所長）	シーケー物流株式会社取締役
松 田 将（注4）	取締役（総務部長）	
宮 花 秀 樹 （注1, 3, 4）	取締役	三井物産スチール株式会社執行 役員西日本統括本部長 岸和田製鋼株式会社社外取締役
佐 藤 孝（注1, 3）	取締役	公認会計士佐藤孝事務所所長 日医工株式会社社外取締役（監 査等委員） 岐阜信用金庫員外監事
小 林 洋 哉（注1, 3）	取締役	名古屋外国語大学名誉教授 中部飼料株式会社社外取締役
水 谷 忠（注6）	常勤監査役	明德産業株式会社監査役 シーケー商事株式会社監査役 シーケークリーンアド株式会社 監査役 シーケー物流株式会社監査役
野 村 泰 弘（注2）	監査役	日鉄物産株式会社 執行役員名古屋支店長
平 野 隆 裕 （注2, 3, 5）	監査役	岡谷鋼機株式会社 常務取締役名古屋本店長
西 垣 誠（注2, 3）	監査役	入谷法律事務所弁護士 新東株式会社社外取締役（監査 等委員）

- （注） 1. 取締役 宮花秀樹氏、佐藤孝氏、小林洋哉氏の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役 野村泰弘氏、平野隆裕氏、西垣誠氏の各氏は社外監査役であります。

3. 取締役 宮花秀樹氏、佐藤孝氏、小林洋哉氏、および監査役 平野隆裕氏、西垣誠氏の各氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 松田将氏、宮花秀樹氏の両氏は、2020年6月23日開催の第96回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 監査役 平野隆裕氏は、2020年6月23日開催の第96回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
6. 常勤監査役 水谷忠氏は、当社財務部門における長年の経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 上杉武氏、笠松啓二氏の両氏は、2020年6月23日をもって辞任により退任いたしました。
8. 監査役 稲生豊氏は、2020年6月23日をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			支給人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役	158	116	32	10	11
(うち社外取締役)	(9)	(7)	(1)	(一)	(4)
監査役	26	26	—	—	5
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(一)	(一)	(4)

(注) 1. 上記には、2020年6月23日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役2名、および退任した監査役1名に支給した報酬等を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬は当該事業年度の最終的な業績を示し株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。

なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

4. 社外取締役を除く取締役6名に対し、非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を支給しております。割り当てた株式数は14,356株、割り当てた際

に付された条件は下記のとおりです。

譲渡制限期間につきましては、割当日より30年から50年の間で当社取締役会が予め定める期間としております。

譲渡制限の解除条件につきましては、譲渡制限期間の満了をもって制限を解除するものとしております。ただし、任期满了、その他当社取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合、譲渡制限を解除する株式数および解除時期を調整するものとします。

また、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降最初に到来する定時株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合は、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、割当株式を当社が無償取得するものとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬の限度額については、2008年6月20日開催の第84回定時株主総会の決議により、取締役は年額250百万円（うち社外取締役10百万円）、監査役は年額60百万円としております。当該総会後の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名です。

また、当該金銭報酬限度額とは別枠で、2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額48百万円以内（対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定の方法

取締役会は、取締役報酬等の合理性、客観性および透明性を確保し、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、当社の取締役の報酬の決定方針を決定しております。

イ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則とし、経営環境、業績、職責等を考慮して適切な水準を定めることとしております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、株主総会で承認された総額（年額）の範囲内で、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬およびインセンティブ報酬としての株式報酬で構成されております。社外取締役の報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬で構成されております。

報酬の合計額については、経営環境、業績、職責等に加え、優秀な人材の確保および社会経済状況も考慮した水準としており、報酬の種類毎の支給割合は、役位・職責および業績を総合的に勘案した上設定しております。

報酬の種類毎の内容は次のとおりです。

固定報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定額を毎月支給しております。

業績連動報酬は、当該事業年度の最終的な業績を示し株主の皆様への配当原資である親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。

株式報酬は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、職務の役割と責任等に応じた譲渡制限付株式報酬を、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により支給し、当社役員を退任するまで取得した株式の譲渡等を制限しております。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、職務の役割と責任等に応じた固定報酬で構成されております。各監査役の報酬額については、株主総会で承認された総額（年額）の範囲内で、監査役の協議に基づき決定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長重松久美男が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を行うに当たっては、当社グループの事業全体を把握している代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長に委任しております。代表取締役社長は、取締役会の決議による委任の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重して、取締役等の個人別の報酬等を決定します。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	宮 花 秀 樹	三井物産スチール株式会社執行役員西日本統括本部長（同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第2位であります。） 岸和田製鋼株式会社社外取締役（同社と当社との間には、特別な関係はありません。）
取締役	佐 藤 孝	公認会計士佐藤孝事務所所長（同所と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。） 日医工株式会社社外取締役（監査等委員）、岐阜信用金庫員外監事（同社および同庫と当社との間には、特別な関係はありません。）
取締役	小 林 洋 哉	名古屋外国語大学名誉教授（同大学と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。） 中部飼料株式会社社外取締役（同社と当社との間には、特別な関係はありません。）
監査役	野 村 泰 弘	日鉄物産株式会社執行役員名古屋支店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第3位であります。）
監査役	平 野 隆 裕	岡谷鋼機株式会社常務取締役名古屋本店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第6位であります。）
監査役	西 垣 誠	入谷法律事務所弁護士（同所と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。） 新東株式会社社外取締役（監査等委員）（同社と当社の間には、特別な関係はありません。）

② 当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

区 分	氏 名	出席状況	発言状況
取締役	宮花 秀樹	取締役会11回／11回 (100%)	商社における長年の豊富な経験と知識に基づき、独立役員としての立場から適宜、必要な発言を行っております。
取締役	佐藤 孝	取締役会13回／13回 (100%)	公認会計士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役	小林 洋哉	取締役会13回／13回 (100%)	大学で法学教授を務め、法律に関する専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	野村 泰弘	取締役会13回／13回 (100%) 監査役会11回／11回 (100%)	商社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
監査役	平野 隆裕	取締役会11回／11回 (100%) 監査役会10回／10回 (100%)	商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	西垣 誠	取締役会13回／13回 (100%) 監査役会11回／11回 (100%)	弁護士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 取締役 宮花秀樹氏、および監査役 平野隆裕氏の各氏の出席状況は2020年6月23日開催の第96回定時株主総会において選任され、就任した以降の出席状況であります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して当事業年度に行った職務の概要

区 分	氏 名	主な役割と活動状況
取締役	宮花 秀樹	商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等重要な役割を果たしていただいております。
取締役	佐藤 孝	公認会計士・税理士としての会計および財務に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等重要な役割を果たしていただいております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。
取締役	小林 洋哉	企業法務や経営管理に関する豊富な経験および法律の専門的な知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等重要な役割を果たしていただいております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る特例の認定申請に関する手続業務

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社および当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。

イ. 当社は、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行う。なお、重要事項については常勤の役員で構成する会議および取締役会に報告する。

ウ. 当社および当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、または早期発見して是正する。

エ. 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議ならびに監査役に報告する。

オ. 当社および当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行および決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査役の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、当社および当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会および品質、環境、防災、安全衛生に係るリスクを担当する各

委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。

イ. 取締役は管掌または担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育および内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。

ウ. 取締役は重大な損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議および取締役会ならびに監査役に報告し、対処する。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。

イ. 取締役会は代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。

ウ. 当社および当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議および取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。

エ. 監査役は各種の重要な会議に出席し意見を述べることとする。

オ. 当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびにその他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。

イ. 当社から子会社の取締役および監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。

ウ. 子会社はそれぞれの規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを整備する。

エ. グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。

オ. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア. 当社は監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
イ. 前項の具体的な内容は、監査役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で、取締役と監査役が意見交換して決定する。
ウ. 当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査役の同意を得ることとする。
エ. 当該使用人は監査役の職務を補助する業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
ア. 当社および当社グループの取締役および使用人は、下記の事項について監査役の出席する会議において報告する。また、監査役の求めに応じて随時報告する。
・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・ 取締役および使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実
イ. 当社および当社グループは、前号に従い監査役への報告を行った役職員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 監査役と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査役が適宜意見を述べる機会を確保する。
イ. 当社は、監査役が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。
ウ. 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は「企業行動規範」を定め、社内体制の整備とコンプライアンスに基づいた企業活動に努めております。また、内部統制システム基本方針に基づき、企業経営および業務全般において内部統制活動に対する意識を高めるための教育・啓蒙活動を随時実施しております。

② コンプライアンス

当社は、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行っております。また、当社および当社グループの全役職員の行動規範として制定した「コンプライアンス規程」の周知徹底を通じて、グループ全体における健全かつ適切な業務運営に努めております。社員啓蒙活動の一環として「コンプライアンスニュース」を発行し、全役職員のコンプライアンス意識・知識向上および違反予防等を図っております。

また、当社および当社グループは不正の早期発見と不祥事等の未然防止を目的とした「内部通報制度」を制定・整備し、社内外に相談・通報窓口を設け内部監査室が適切に運用すると共に、その仕組みおよび制度について業務週報に掲載し、定期的に役職員に周知しております。

③ リスク管理体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社および当社グループが被る損失または不利益を最小限とするために、製品・サービスの品質確保、安全性の確保、環境の維持・向上、廃棄物の適正管理を経営上の最優先事項としており、それらに対応するリスクの類型ごとに関連するマネジメントシステムを整備し、運用しております。

特に当社においては、リスク・コンプライアンス委員会および品質・環境、防災、安全衛生に係る各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っております。品質・環境については、それぞれに関連する国際規格（ISO9001, ISO14001）を取得し、マネジメントレビューを通じ

て社内体制の監査を実施すると共に改善につなげております。防災・安全については、「防災管理委員会」において防災訓練や防火設備点検等を計画・実施し、また「中央安全衛生委員会」において安全状況報告や各種の安全衛生推進対策等を検討・実施しております。

なお、重要なリスクの発生が懸念される場合には、必要に応じて、可及的速やかに常勤役員会を開催し審議する旨を取り決め、さらに重要度に応じて取締役会に付議する体制を整備しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、取締役会、常勤役員会等重要な会議に出席しております。また、会計監査人をはじめ必要な部門での意見交換および稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様に当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえ

で、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザ切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で強い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2018年5月18日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続を示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年6月22日開催の第94回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひ

いては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。

本対応方針は、2005年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、2008年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件（必要かつ十分な情報の提供および評価期間の経過）を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じる可否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、1）当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、および2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。

さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。

なお、本対応方針は、2021年の当社第97回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続するものとし、その継続後の有効期間は、当社第97回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社は、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その内容について、適時適切な開示を行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記 (2) ①に記載した取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記 (2) ②に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者到大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効および延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2021年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	43,203	流 動 負 債	5,640
現金及び預金	7,764	支払手形及び買掛金	4,273
受取手形及び売掛金	10,785	電子記録債務	64
電子記録債権	1,609	未払金	388
有価証券	15,502	未払法人税等	231
たな卸資産	7,477	未払消費税等	51
その他流動資産	64	賞与引当金	391
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	6
		その他流動負債	234
固 定 資 産	26,262	固 定 負 債	1,057
有形固定資産	19,305	役員退職慰労引当金	14
建物及び構築物	7,328	退職給付に係る負債	967
機械及び装置	9,670	その他固定負債	75
車両運搬具・工具器具備品	378	負 債 合 計	6,697
土地	1,801	(純資産の部)	
建設仮勘定	126	株 主 資 本	61,350
		資本金	5,907
無形固定資産	149	資本剰余金	4,672
		利益剰余金	52,134
投資その他の資産	6,807	自己株式	△1,363
投資有価証券	5,788	その他の包括利益累計額	881
退職給付に係る資産	157	その他有価証券評価差額金	942
繰延税金資産	390	為替換算調整勘定	△24
その他投資	474	退職給付に係る調整累計額	△37
貸倒引当金	△2	非支配株主持分	537
資 産 合 計	69,466	純 資 産 合 計	62,768
		負債及び純資産合計	69,466

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

科 目	金 額	
高 上 売	百万円	百万円
40,327		
原 価 上 売		33,047
総 利 益 上 売		7,279
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,704
営 業 利 益		2,574
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	60	
そ の 他 営 業 外 収 益	113	173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
そ の 他 営 業 外 費 用	209	215
経 常 利 益		2,532
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	
投 資 有 価 証 券 清 算 益	22	31
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	75	75
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,488
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	762	
法 人 税 等 調 整 額	68	830
当 期 純 利 益		1,658
非支配株主に帰属する当期純利益		64
親会社株主に帰属する当期純利益		1,593

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,907	4,670	51,313	△1,371	60,518
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△772		△772
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,593		1,593
自己株式の処分		2		7	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	2	820	7	831
当 期 末 残 高	5,907	4,672	52,134	△1,363	61,350

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に 係 る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	251	△7	△84	158	473	61,151
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△772
親会社株主に帰属 する当期純利益						1,593
自己株式の処分						10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	691	△16	47	723	63	786
当期変動額合計	691	△16	47	723	63	1,617
当 期 末 残 高	942	△24	△37	881	537	62,768

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

2021年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	41,545	流 動 負 債	7,605
現 金 及 び 預 金	6,897	買 掛 金	3,429
売 掛 金	11,636	短 期 借 入 金	2,790
有 価 証 券	15,502	未 払 金	742
製 品	2,906	未 払 費 用	95
原 材 料	1,970	未 払 法 人 税 等	165
仕 掛 品	1,359	未 払 消 費 税 等	11
貯 蔵 品	1,209	預 り 金	18
前 払 費 用	20	賞 与 引 当 金	290
そ の 他 流 動 資 産	44	そ の 他 流 動 負 債	62
固 定 資 産	25,585	固 定 負 債	871
有 形 固 定 資 産	17,016	退 職 給 付 引 当 金	863
建 物	5,531	そ の 他 固 定 負 債	7
構 築 物	656	負 債 合 計	8,477
機 械 及 び 装 置	9,456	(純資産の部)	
車 両 及 び 運 搬 具	32	株 主 資 本	57,726
工 具 器 具 及 び 備 品	327	資 本 金	5,907
土 地	888	資 本 剰 余 金	4,672
建 設 仮 勘 定	123	資 本 準 備 金	4,668
無 形 固 定 資 産	86	そ の 他 資 本 剰 余 金	4
ソ フ ト ウ ェ ア	78	利 益 剰 余 金	48,510
そ の 他 無 形 固 定 資 産	8	利 益 準 備 金	348
投 資 そ の 他 の 資 産	8,482	そ の 他 利 益 剰 余 金	48,162
投 資 有 価 証 券	5,647	別 途 積 立 金	38,000
関 係 会 社 株 式	198	繰 越 利 益 剰 余 金	10,162
長 期 前 払 費 用	46	自 己 株 式	△1,363
前 払 年 金 費 用	167	評 価 ・ 換 算 差 額 等	927
繰 延 税 金 資 産	233	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	927
賃 貸 不 動 産	2,063	純 資 産 合 計	58,653
そ の 他 投 資	127	負 債 及 び 純 資 産 合 計	67,131
貸 倒 引 当 金	△2		
資 産 合 計	67,131		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

科 目	金 額	
売 上 高	百万円	35,340
売 上 原 価		29,172
売 上 総 利 益		6,167
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,039
営 業 利 益		2,128
営 業 外 収 益		300
受 取 利 息 及 び 配 当 金	59	
そ の 他 営 業 外 収 益	240	
営 業 外 費 用		341
支 払 利 息	6	
そ の 他 営 業 外 費 用	335	
経 常 利 益		2,087
特 別 利 益		31
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	
投 資 有 価 証 券 清 算 益	22	
特 別 損 失		75
投 資 有 価 証 券 評 価 損	75	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,042
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	597	
法 人 税 等 調 整 額	55	652
当 期 純 利 益		1,390

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金			
						特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,907	4,668	1	4,670	348	36	36,000	11,508	47,892
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△772	△772
特別償却準備金の取崩						△36		36	—
別途積立金の積立							2,000	△2,000	—
当 期 純 利 益								1,390	1,390
自己株式の処分			2	2					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2	2	—	△36	2,000	△1,345	617
当 期 末 残 高	5,907	4,668	4	4,672	348	—	38,000	10,162	48,510

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,371	57,098	249	249	57,348
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△772			△772
特別償却準備金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
当 期 純 利 益		1,390			1,390
自己株式の処分	7	10			10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			677	677	677
当期変動額合計	7	628	677	677	1,305
当 期 末 残 高	△1,363	57,726	927	927	58,653

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

中部鋼板株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部鋼板株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部鋼板株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

中部鋼鉄株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸 印
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部鋼鉄株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

中部鋼鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 水 谷 忠 ㊞

社外監査役 野 村 泰 弘 ㊞

社外監査役 平 野 隆 裕 ㊞

社外監査役 西 垣 誠 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of multiple sets of three horizontal dashed lines.